



2024年5月14日

各 位

会 社 名 ENEOSホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮田 知秀
コード番号 5020 東証プライム・名証プレミア
問合せ先 インベスター・リレーションズ部 IRグループ マネージャー
江口 小百合
(電話番号 03-6257-7075)

**自己株式取得に係る事項の決定、自己株式取得の終了
および自己株式の消却に関するお知らせ**
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
および会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、お知らせいたします。また、本日の決議に基づく自己株式取得を行うため、2024年2月9日開催の取締役会決議に基づく自己株式取得は5月14日をもって終了することを決議し、同日付で終了いたします。なお、会社法第178条の規定に基づく、自己株式の消却予定につきましても見直しを行いましたので、以下の通りお知らせいたします。

2024年2月9日の決議内容の詳細については、2024年2月9日付「自己株式取得に係る事項の決定および自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 自己株式取得に係る事項の決定

(1) 自己株式の取得を行う理由

資産効率の追求とポートフォリオの見直しを通じた財務体質の改善に一定の成果が認められること、また更なる資本効率の向上と中長期的な企業価値最大化を図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

- ① 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ② 取得し得る株式の総数 6億8千万株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合22.68%）
- ③ 株式の取得価額の総額 2,500億円から、2024年2月13日から同年5月14日までに取得した自己株式の取得価額の総額を控除した金額
- ④ 取得期間 2024年5月16日～2025年3月31日
- ⑤ 取得方法 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

2. 2024年2月9日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得終了に係るに係る事項

(1) 自己株式取得を終了する理由

本日の取締役会決議に基づく新たな自己株式取得を開始するため。

(2) 2024年2月9日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得状況

- ① 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ② 取得期間 2024年2月13日～2024年5月13日
- ③ 取得した株式の総数 48,788,300株
- ④ 株式の取得価額の総額 33,593,367,550円
- ⑤ 取得方法 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

※なお、2024年5月14日に取得した自己株式が確定次第、改めてお知らせいたします。

3. 自己株式の消却に係る事項（予定）の変更内容

(1) 自己株式の消却に係る事項の変更理由

一括での消却が効率的であると判断したため。

(2) 自己株式の消却に係る事項の変更内容

変更箇所は下線で示しております。

	変更前 (2024年2月9日取締役会決議)	変更後
(1) 消却する株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
(2) 消却する予定の株式の数	<u>2024年2月13日～</u> <u>2024年6月28日に</u> <u>取得した自己株式の</u> <u>全株式数</u>	<u>2024年2月13日～</u> <u>2024年5月14日、</u> <u>2024年5月16日～</u> <u>2025年3月31日に</u> <u>取得した自己株式の</u> <u>全株式数</u>
(3) 消却予定日	<u>2024年7月12日</u>	<u>2025年4月（予定）</u>

なお、消却予定日は、自己株式の取得が完了した後に、取締役会において改めて決議しお知らせする予定です。

以 上

(ご参考)

1. 2024年2月9日開催の取締役会における決議内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 1億5千万株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：4.96%）
- (3) 株式の取得価額の総額 500億円（上限）
- (4) 取得期間 2024年2月13日～2024年6月28日
- (5) 取得方法 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

2. 2024年3月31日時点での自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	2,998,724,938株
自己株式数	34,125,711株